

弁護士法人
愛知総合法律事務所

ルネサンス

Renaissance

2005.1

明けましておめでとうございます。

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.22



AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 上野 精
弁護士 海田 雅史
司法書士 足立 陽子

弁護士 村上 文男
弁護士 平井 朝
社会保険労務士 三重 英則

弁護士 元松 茂
弁護士 高野久美子
社会保険労務士 原田 聰

弁護士 西山 一博
弁護士 外国法事務士 汱 莉萍

弁護士 山田 亮治
税理士 先川 雄二

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 501号・601号(受付)

<http://www.aichisogo.or.jp>
E-mail home@aichisogo.or.jp



この事務所報は再生紙を使用しております。

古紙100%再生紙



弁護士 改革

実践の年を迎えるにあたって



弁護士 村上 文男

新年明けましておめでとうございます。

一、夢の夢

います。特に日本にとって中国は隣国です。すでにいつながりを深めることが必要でしょう。中部地方から中国に進出している企業は約100社とのことです。そこで私は、中部地方には中国法の弁護士は一名ばかりいません。（全国的にも一六名しかいません。）当事務所にそのうちの一名であるウエン先生にきていただいているのですから、稀有なことなので、ウエン先生から中国を吸収したいと思つてます。

当事務所は、一～二年弁護士として勉強していただき、過疎地の公設事務所へ行く人も募集しています。パートナーで残る弁護士だけでなく、種々の士業を学び、巣立つていただけることのできる法律事務所であつたらと思つてます。

弁護士を育てるのはお母さんです。両名の弁護士にルネサンスの読者の皆さんのお支援をよろしくお願いします。

去年は私の弁護士生活の中でも、最も変化に満ちた一年でした。四月には新事務所への移転、先川税理士事務所との合併、中国法弁護士の採用、司法書士の採用、六月には事務所野球チームの誕生、七月には当事務所の弁護士の熱筆による「Q&Aそつだー弁護士に聞いてみよう!!」の書籍の出版、十一月には新人弁護士二名の入所どちらをどつても私が弁護士になつたときには夢にもみなかつた画期的な出来事です。

現在、弁護士、外国法事務弁護士（中国法）、税理士、司法書士、社会保険労務士が事務所に所属し、名前通りの総合法律事務所に進化中です。お客様に育てられて今日があると肝に銘じています。本年も又、夢の夢を田指して精進したいと思います。

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思います。皆さんの気軽な参加をお待ちしております。

社会は変革激動の時代です。法律も新法ができます。そこで、当事務所で企業を対象に、新法や法律改正や時代の法律問題に焦点をあてて、企業を対象にセミナーを開催したいと思っていま

す。当事務所の関係企業の皆さんには連絡させて頂きますので、奮ってご参

二、中国に注目

ます。高野弁護士は一児の母親です。ママさん弁護士です。高野弁護士には育児・家事と仕事を両立させてもうつたうと思つてます。

当事務所は、一～二年弁護士として勉強していただき、過疎地の公設事務所へ行く人も募集しています。パートナーで残る弁護士だけでなく、種々の士業を学び、巣立つていただけることのできる法律事務所であつたらと思つてます。

弁護士を育てるのはお母さんです。両名の弁護士にルネサンスの読者の皆さんのお支援をよろしくお願いします。

（1）当事務所に中国法の弁護士のウエン・リーピン先生に入所していました。まだ、中国を知ろうと努力しています。今、世界の熱い目が中国に注がれて

しかも高い能力を持っています。平井弁護士には将来パートナーになつていただく予定で入所していただきました。

高野弁護士は一児の母親です。ママさん弁護士です。高野弁護士には育児・家事と仕事を両立させてもうつたうと思つてます。

（2）中国旅行

正月に事務所でウエン先生の案内で、中国旅行をすることになりました。まずは現場からです。自らの目で中国の生活の一端に触れてきたらと思ってます。

（3）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思います。皆さんの気軽な参加をお待ちしております。

弁護士を育てるのはお母さんです。両名の弁護士にルネサンスの読者の皆さんのお支援をよろしくお願いします。

（4）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（5）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（6）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（7）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（8）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（9）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（10）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（11）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（12）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（13）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（14）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（15）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（16）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（17）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（18）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（19）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（20）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（21）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（22）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（23）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（24）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（25）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（26）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（27）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（28）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（29）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（30）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（31）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（32）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（33）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（34）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（35）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（36）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（37）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（38）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（39）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（40）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（41）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（42）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（43）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（44）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（45）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（46）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（47）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（48）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（49）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（50）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（51）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（52）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（53）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（54）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（55）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（56）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（57）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（58）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（59）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（60）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（61）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（62）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（63）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（64）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を対象に中国法セミナーを開催しています。今後も続けたいと思

（65）中国法セミナー

当事務所ではウエン先生を中心にして一般企業を

昔は紅顔の美少年



弁護士 上野 精

- 一 2004年10月当事務所に司法研修所57期出身の平井朝・高野久美子の両弁護士を迎えた。高野弁護士は、既に社会人として家裁調査官の経験もあり若さの中にも落ち着いた雰囲気の持ち主であるが、平井弁護士は文字どおり「ピカピカの1年生」であり、まさに「紅顔の美少年」というに相応しい。
- 二 「紅顔の美少年」の語は、「年年 歳歳 花相似たり、歳歳年年人同じからず。」の詩句で知られる唐時代の詩人劉廷芝の自らを白頭翁になぞらえての詩に由来する。原詩によれば、右の語句に続き「言をよす全盛の紅顔子、まさに憐れむべし半死の白頭翁。この翁白頭真に憐れむべし、これ昔 紅顔の美少年 云々」とある。
- 三 ところで、先日の新聞紙上に皇后様が「古希」を迎えた旨の記事が掲載されていた。私事で恐縮であるが、この年の4月赤坂御苑での園遊会でお目にかかった際の美しく齢を重ねられた面差しと、ご成婚時代の華やかな中にも清楚な気品に満ちた面差しとを思い浮かべ、既に古希を迎えた身としては時の経過の速さに今更のように驚きを深めた次第であった。
- 四 それはともかくとして、村上弁護士により昭和52年に設立された当事務所は平成14年に弁護士法人となり、社会保険労務士、司法書士に加え、16年は更なる発展を期し、ご案内のように外国法事務弁護士、税理士の方々を迎えるにあたり、青年期、言うなれば「全盛の紅顔子」ともいるべき時期に差し掛かっている。もとより法律事務所の性質上、詩人の詠うような「公子王孫芳樹の下、清歌妙舞す落花の前。」というわけにはいかないであろうが、新人のお二人には、仕事はもとより人生についても是非先輩諸氏に負けずに自由闊達に生きてゆく気概と姿勢を持ち続けて欲しいものである。
- 五 両弁護士に対するエールは以上として、社会の第一線で活躍している若い人たちと職場と共にしていると、当然のことながら年齢を離れ自分も同様に研究し、議論してゆくことができ、経験を共有することにより、現役生活の緊張を維持できることは何物にも代え難い楽しみである。とはいえ、世はまさにデジタル・IT時代、パソコンを駆使してのメールの活用、文書の作成までは問題なしとして、携帯電話を活用しての親指族になるには、残念ながら視力の点から白旗を掲げざるを得ないのが実情である。まさに「宛転たる蛾眉（がび）能く幾時ぞ、須叟（しゅゆ）にして鶴髪（かくはつ）乱れて糸のごとし。」（大意 思えば、若く美しい眉を誇れるのも、わずかの間たちまち鶴のような白髪が、糸のように乱れる老いのありさまになってしまう。）の心境である。
- 六 さて、好むと好まざるとに関わりなく、法科大学院の発足に始まり、裁判員制度の導入まで司法改革のうねりは着実に高まりつつあり、弁護士活動も法律事務所の在り方も時代に相応しい形に発展変化することが求められる。「全盛の紅顔子」の活躍を期待するとともに、その後衛に位置して幾ばくかの力になることができればこの上ない喜びである。

（文中の詩句および大意は、谷沢 永一「名言の知恵人生の知恵・PHP研究所」による。）

新人弁護士



2004年10月から平井朝弁護士と高野久美子弁護士が当事務所に入所しました。昨年に続いて2人の同時入所ですが、さて、どんな話が聞けるでしょうか。

修習生時代からの付き合い

山田 2人は、入所前から知り合いだったんですか？

高野 そうですね。平井君のことは実務修習中の班と一緒に修業だったので、よく知っています。平井君は修習時代からガッツに満ちあふれ、やる気満々って感じでした。家が遠いのに、なぜか同期の中で毎朝一番早く出勤していましたし。

平井 高野さんは底抜けに明るく、名古屋の「お母さん」という愛称で同期の修習生から慕わっていました。

同期修習生の中では、なぜか指導担当教官のような立場になっていました。頼りになるお母さんです。

弁護士を志望したきっかけ

山田 それでは、弁護士を志望したきっかけというのは？

平井 高校時代に法廷ものの映画を見て、漠然と法律家になりたいと考えるようになり、まずは司法書士

対談



インタビュー
弁護士
山田 亮治



新人弁護士から見た当事務所の印象

山田 それで、当事務所の印象はどう？

高野 何といっても、事務局が充実していますね。事務局の方も専門性が高く、プロ意識を持つてお仕事をされているのに感激しました。

平井 スタッフが活気にあふれています。また、先輩弁護士が気さくで、自由な議論ができる雰囲気です。

高野 私は、以前、家庭裁判所の調査官の仕事をしていました。

試験を目指すことにしました。それから、資格試験予備校で出会った熱血講師の講義に感動し、司法書士試験に合格した後、その熱血講師が弁護士になられたのを追いかけて、そのまま弁護士を目指したのです。

たのですが、「法律さえ知つていれば、この人は違った人生を歩んでいたのに。」「『んなに悩まなくて済んだのに。』ということに何度も遭遇しました。心理学が内科的なアプローチを取つてみるとすれば、法律は人間関係等を根本から変えてしまう外科的なパワーを持っていると思います。「法律はパワーだ。」と感じ、弁護士を志しました。

山田 なるほど、家庭裁判所調査官としての経験から弁護士を志したんですね。

高野 また、裁判所時代には広域転勤族だったので、弁護士は、自分の住む場所を自分で選べることも魅力だと感じました。

平井 いい意味で、ですけど。

山田 そうですね。もしかしたら、海田先生はキャラが変わってしまったのかも知れませんね（あくまでもいい意味で）。うちの事務所にはキャラの強い弁護士が多いので、2人とも飲み込まれないよう気をつけてくださいね。高野さんが弁護士を

目指したきっかけは？

平井 それでは、弁護士を志望したきっかけというのは？

高野 私は、以前、家庭裁判所の調査官の仕事をしてい

平井

自分が野球の素振りをしていましたから。

山田
はい。夜中に事務所の中で西山先生と山田先生が真剣に汗をかきながら野球のバントの練習をしていたのを見たときには驚きました。

山田
・・・・・。話を変えましょう。

弁護士になつてやりたいこと

山田
弁護士になつてからやりたいことは

平井
不動産を巡る諸法令になじみがあったので、不動産関係の分野に興味を持つっています。好奇心、探求心が旺盛なので何事にも積極的に取り組みたいと思っています。

2人の素顔

山田
高野さんは、最近興味のあることは何があるの？

高野
今興味があるのはテーマパークの比較研究です。

東京ディズニーリゾート、USJ、スペイン村などについて、料金、予約の難易、アトラクションの待ち時間、ホテル等をあらゆるベクトルから分析し、それについて研究しています。

山田
なにやらアカデミックに研究しているのですね。ご主人が大学教授だからでしょうか。平井さんは？

平井
自慢じゃないんですが、3歳の時から馬術を習つ

山田
事務所スペースは広いですね。うちの事務所では、村上先生がゴルフの素振りをしていましたから。

山田
はい。夜中に事務所の中で西山先生と山田先生が真剣に汗をかきながら野球のバントの練習をしていたのを見たときには驚きました。

山田
・・・・・。話を変えましょう。

山田
事務所スペースは広いですね。うちの事務所では、村上先生がゴルフの素振りをしていましたから。

山田
ほー。すごいですねー。平井さんは負けず嫌いの努力家ですかね。当事務所の「ゴルフコンペ」前日（当日）には、深夜0時からゴルフバックをかついで自転車で30分かけて打ちっ放しに練習に行くし（ちなみにスコアは136）、野球部の試合の前日には、自転車でバッティングセンターに行って相當に打ち込んでくるほどですから（ちなみに4打数2安打2三振）。

平井
はい。ゴルフや野球も先輩弁護士を見習って頑張りたいと思います。

山田
うん。頑張って。どちらも私を見習うと上達が早いと思うよ。

平井
・・・・・はつ、はい。

山田
ところで、高野さんは休日は何をしているの。

高野
私は、休日には1週間分の主婦業と母親業をまとめてやらないといけないので、累積債務を一挙に返済する感じでいっぱいばいです。

山田
ており、高校の時には国体3位の成績を残しました。

はじめまして。弁護士の高野久美子と申します。今年10月から弁護士法人愛知総合法律事務所に入所いたしました。



弁護士
高野久美子

司法試験を目指す前、家庭裁判所調査官というカウンセラー的立場から、紛争の渦中にある方々が立ち直るお手伝いをする仕事をしてまいりました。この仕事のお陰で、人の価値が頭の良さや知識ではなく、自分の足で立って歩いていく姿勢だと実感できました。今後は、弁護士として、より良い解決のお手伝いをさせていただきたく存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士
平井 とも朝

生まれは三重県ですが、南山中学、同高校、同大学に通学しておりましたので、名古屋には慣れ親しんでおります。

高校時代に読んだ法廷小説に感動を覚え、大学は法学部に進学。勢いにのって、大学3年時には、司法書士試験に合格し、大学卒業の翌年に司法試験に合格致しました。

現在26歳と若輩ですが、燃えたぎる情熱とフットワークの軽さを武器に、依頼者の皆様のご要望にお応えしたいと思います。

皆様、どうぞお気軽に声をおかけください。

Q&A

司法書士の 簡裁代理権

司法書士 足立陽子



Q 司法書士の主な業務って登記ですよね？

A はい。司法書士といえば、登記に関する業務を主に取り扱っていると思っている人が多いと思います。不動産の売買に立ち会い、不動産登記の申請代理をしたり、会社や法人の設立登記や役員変更登記の申請代理をすることを主な業務としています。それ以外に、裁判所に提出する書類の作成等を行っている司法書士もいます。

Q でも、最近、司法書士法が改正され、司法書士の業務が広がったと聞きましたが？

A はい。そのとおりです。上で述べたように、司法書士は、これまで本人に代わって、裁判所に提出する書類の作成業務を行ってきましたが、訴訟における代理権はありませんでしたので、代理人として法廷に立つことはできませんでした。しかし、2002年に司法書士法が改正され、弁護士だけでなく司法書士にも、簡易裁判所の代理権が与えられました。

Q 司法書士登録している人なら、簡易裁判所の代理権はすべての司法書士に与えられるのですか？

A いいえ、ちがいます。簡易裁判所の代理権を取得するためには、特別な研修を受講し、考查に合格しなければなりません。合格した司法書士だけが、法務大臣の認定を受けて、簡裁代理権を取得するのです。ちなみに私も、簡裁代理権を持っていますよ。

Q 簡易裁判所における業務なら、すべておまかせすることができるのですか？

A 司法書士が代理権を持つのは、簡易裁判所における民事訴訟、調停、即決和解等です。例えば、民事調停は、請求額に関係なく簡易裁判所に申立をしますが、司法書士が代理権を持つのは、請求額が140万円以内のものに限られます。簡易裁判所の代理権といっても、すべてを指すわけではなく、その請求額で、代理権の有無が決まるのです。

Q そうなんですか。では既に、法廷に立って代理権を活用している司法書士ってみえるのですか？

A はい。私も含めて、代理人として法廷に立っている司法書士は何人もいますよ。今後の司法書士の活躍に期待していてください！

役に立つ税務

税理士 先川雄二



一、大きく変わる消費税

免税点が3000万円以下から1000万円以下へ大多数の事業者が課税業者へ。簡易課税2億円以下から5000万円以下へ。特に簡易課税選択者は年内に届出を（一般課税か簡易課税かどちらが有利か十分検討する）

二、相続時精算課税制度適用の贈与は慎重に（2500万円までの贈与非課税）

その年1月1日現在で65歳以上の贈与者、20歳以上の受贈者。贈与時の評価がそのまま相続時の評価となる。

三、所得税

家族のアルバイト、フリーター、収入を把握する。普通とくに子供のアルバイト収入については親はあまり関心がない（意識しているが）、扶養親族として扶養控除していたところ、子供の収入が103万円を超えていた場合、あとで修正追徴される。これはつらい。

四、譲渡課税の改定

不動産の譲渡損失は今年より他の所得との通算不可となった。

譲渡税率は26%→20%へ軽減、しかし(長期譲渡所得)特別控除の100万円は廃止。

居住用不動産の譲渡損失については通算可、繰越損失3年可。

五、法人税

- 1.取得価額30万円未満の償却資産の全額償却可
 - 2.欠損金の繰越控除期間の延長（5年から7年へ）
13年4月1日以後開始事業年度分から摘要
 - 3.新規取得資産の特別償却30%又は7%税額控除を活用する（資本金3000万円以下の法人）
機械 160万円以上（リースの場合210万円以上）
器具備品 120万円以上（リースの場合160万円以上）
 - 4.海外渡航費はルート日程を明らかにしておく。

六、消費税・・・消費税のかからない取引区分を明確に！

非課税・・・その性格上、あるいは政策目的上から土地の売却、賃貸借、住宅家賃、一定の身体障害者用の物品の譲渡貸付、一定の介護サービス、社会保険医療等。

不課税・・・消費税の概念になじまないもの

保險金、配當金、贈與、冠婚葬祭費、損害賠償金等。

免 稅・・・輸出取引。

厚生年金保険料率の改定について

社會保險労務士
三重 英則

平成16年10月分の給与分から、厚生年金保険料が改定され、0.354%ずつ引き上げられました。これは、平成29年9月分まで毎年同じ料率だけ引き上げられるもので、最終的には、18.3%で固定されます。平成17年度以降は、毎年9月分の給与分から保険料が上がり、更に算定基礎届出により変更となるのも9月分の給与分からなので、給与計算担当者の方は注意が必要です。

ちなみに、国民年金の保険料については、2000年の年金改正で、2005年度に300円、2006年度以降は毎年度600円ずつの引上げで、最終（2019年度以降）は18,600円となる見込みです。（ただし、保険料は物価の上昇などにより増加しますので、確定的な数値とは言えないで注意して下さい）。

また今年度の手続きから、税法上では「配偶者特別控除制度」が改定され、個人的には更に増税となってしまいました。

社会保険料を上手に抑えるポイントは多々あります。現在の賃金体系を一度見直すことも一つの手です。これを機に、一度見直しをされてみてはいかがでしょうか。

平成16年9月1日付けで入
所させて頂きました高田寛と
申します。以前は会計事務所
で勤務しておりました。この度、
知人を介して税理士の先川雄
二先生を紹介賜り、当事務所
に入所させて頂くことができ
ました。

A black and white portrait of a middle-aged man with glasses, wearing a suit and tie. He is looking slightly to his left.

高
田

寶

私は名古屋市の緑区に在住しておりますが、今まで都會（名古屋市中区）で仕事をしたことが有りませんので、当法律事務所の規模の大きさ、事務所の立派さに驚きました。この素晴らしい環境で仕事をさせて頂ける事を心より感謝申し上げます。まずは、弁護士法人愛知総合法律事務所の文化を会得し、同時に「自分に負けない」よう歩んでいきたいと思ひます。皆様のご指導ご鞭撻賜ります事謹んでお願ひ申し上げます。

「ついに『平均律』を マスターする!」の巻



一 今日は、「平均律」のお話です。私は、

J.S.バッハの音楽を心から愛してやまない者ですが、「平均律」とは言わすと知れた平均律クラヴィーア曲集のことです。

第一巻、第二巻とも一四曲ずつのフレーズ一オーフーガが一对になつており、全部で九六曲あります（鍵盤楽曲の小宇宙を形成してゐるといふのも限らずあれものです）。

一度チャレンジしたのですが、一度とも途中で挫折した経緯があります。これは恐らく、拙留音を多用する技法に根負けしてしまつたところがその理由でしょう。しかし、楽譜集の前の解説には「高い音樂性をもつた名曲といわれてゐる」と紹介されてもおり、ついに私は、意を決して三度目の練習に入ったのです。

二 平均律の各曲はじめをとつても全く素晴らしいのですが、昔から初恋の人のように気にかけていたのが、第一巻第一番目の「フレーズ一オーフーガでした。独特の清澄感があり、何故かしづ心に残るのです。かつて私は、ハ長調で、テクニック的にそれほど難しそうでもないのに、全く整い気持でこの曲に

三 それはまるでトンネル工事のようでした。遅々として進みません。しかし、悪戦苦闘の末、暗譜ひきませんが、何とか通して演奏できるようになりました。あまり嬉しかったものですから、冒頭のようにかなり見栄を張った（驕りとも言えましょ）タイトルになつてしましました。

四 このように楽譜を見ながら通じて弾くことができるようになつたのは、ハだんのフレリュードの他に、数曲のフレリュードがありますが、フーガが一曲もありません。私は、一つの主題を繰り返し模倣し、右手の音と左手の音がまるで織物のように絡み合つた対位法的世界にも以前からすこく憧っていました。そこで、どれか一曲くらいはフーガをものにしようとい、現在では第二巻第七番目のフーガ（変ホ長調）の練習にとりかかりました。これまた長じトンネル工事になります。

追伸 舌足らずでまとまりのない文章になりかかりました。これまた長じトンネル工事になります。



弁護士 元松 茂

PIANO

～愛知総合法律事務所定例企画～

【中国ビジネス法務セミナー】 のご案内



弁護士 西山 一博



今年4月の新事務所移転と時を同じくして、中国弁護士のウェン・リーピン外国法事務弁護士を迎え入れました。

中国は、低コスト・豊富な資源に加え、香港返還や上海の急成長もあって、現在、名古屋の企業等にとっても重要で魅力的な国となっております。反面で、法制度が理解しづらく、様々なトラブル事例も耳にするところです。

そこで、当事務所としては、中国法を学ぶとともに、当事務所及び参加者の皆様の情報交換等ができる機会として、「中国ビジネス法務セミナー」を開催することとし、去る7月2日に「中国進出の基本的留意点」をテーマに第1回を、11月4日に「税法」をテーマに第2回を行いました。

「中国進出や中国との取引をしている、あるいは将来的な検討をしている方々にとって、有益な情報の交換ができる場にしたい」という思いで企画・運営しております。

次回は、平成17年3月8日午後2時から4時30分を予定しております。テーマは、「労働法」と「中国の裁判所及び法律事務所」を予定しています。これまでにご参加いただいた方はもちろんのこと、新たにご参加いただける方も大歓迎です。ご自身が参加したいという場合だけでなく、興味のある方を紹介いただいても構いません。

興味のある方、お聞きになりたいことがある方は、当事務所事務局長・佐藤城までご連絡下さい。

結婚を機に昨年12月末をもつて事務所を退職いたしました。おそらくこの事務所報が発行される本年1月には、夫（大阪弁護士会所属の藤本尊載といいます。）の住む大阪へ転居しているものと思ひます。事務所でのこの一年3か月間は、私のこれまでの人生において最も悩み苦しんだ期間であると同時に、毎日新しい発見の連続で非常に充実した期間でした。お世話になりました事務所の方々をはじめ、応援して下さいました皆様には、心より感謝いたしております。

ました。 えればと思つております。 皆様、本当にありがとうございます。 法律事務所で学び吸収したことを基軸として、社会貢献の一助を担

ご挨拶

弁護士
井上英子
(新姓藤本)



修習生ごあいさつ



村瀬景子

平成17年1月より3ヶ月間、村上文男先生のご指導の下、弁護士法人愛知総合法律事務所にて実務修習をさせて頂くことになりました村瀬景子と申します。

村上先生には、弁護修習開始時に新しい環境にとまどうことのないようにと、実務修習が始まった7月当初から何度も事務所の催事に参加させて頂いており、とても感謝しております。村上先生はじめ愛知総合法律事務所の個性豊かな諸先生方の並々ならぬ行動力・エネルギーには圧倒されてしまう程ですが、これから3ヶ月間、一つでも多くのことを学べるよう、先生方に必死でついて行く所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

Let's Play Baseball

野球部奮戦記

弁護士
海田 雅史



当事務所の野球部は発足以来、練習を重ね、現在までに三試合を行いましたので、対戦成績とハイライトをご紹介します。

第一戦目。対戦相手は山田弁護士の友人のチーム。九対七で白星発進。

序盤、西山は、三塁線に飛んだ打球をユーフォームを泥だらけにしながら見事ダイビングキャッチ（明らかにファールでしたか……）。それに気を良くして、ランニングホームランを放つ大活躍（明らかにシングルヒットの当たりでしたが……）。チームも一気に活気づき、事務局・塚本の柵越えホームランも飛び出すなど逆転勝ちして、大盛り上がりの初試合でした。

第二戦目。対戦相手は五十八期修習生チーム。七対十二と惨敗。

初戦に続き、満を持して先発した自称エース・山田は初回、柵越えスリーランなどを含むまさかの（？）七失点を喫して降板。これに動搖したのか、名手であるはずの中堅手としても、

ズッコケて左手を捻挫する大災難に見舞われました。負傷した山田を盛り上げようと打線が奮起して追い上がるも、修習生の若さにはかなわず、痛い初黒星を喫しました。

第三戦目。対戦相手は青山・井口・平林法律事務所チーム。息詰まる熱戦は十二対十二で引き分け。

初先発となる西山は、ハ工がとまるほどの超遅球を武器に力投。

さうに、こと走塁には口うるさい。一塁走者・西山は、高いバウンドで三遊間を抜けたはずだった打球を、狙い澄ましたようにヘディングしてアウトとなる珍プレー（実は通算三度目となる走塁ミス）でチームの追撃ムードを断ち切りました。

ところが、勝負にこだわる西山は、最終回、自らのバットでセンター前にポトリと落ちる同点タイムリーを放ち、時間切れ引き分けに持ち込みました。

もつとも、この試合のMVPは、これまで通算ノーヒット（本当は違つんだ！）と馬鹿にされ続けながらも、健気に野球部に参加し続けた結果、目の覚め

は、これまで通算ノーヒット（本当は違つんだ！）と馬鹿にされ続けながらも、健気に野球部に参加し続けた結果、目の覚め

は、これまで通算ノーヒット（本当は違つんだ！）と馬鹿にされ続けながらも、健気に野球部に参加し続けた結果、目の覚め

は、これまで通算ノーヒット（本当は違つんだ！）と馬鹿にされ続けながらも、健気に野球部に参加し続けた結果、目の覚め



「Q&Aそだ! 弁護士に聞いて みよう!!」

弁護士法人 愛知総合法律事務所
著

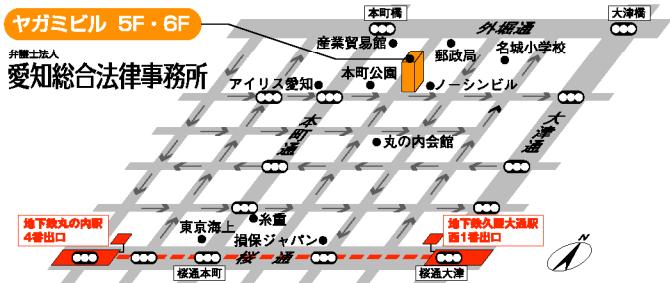
好評発売中



愛知総合法律事務所の弁護士が、身近な100テーマの法律問題を分かりやすく解説した本です。

なお、当事務所でも販売しております。また、当事務所でも販売しております。

事務所のご案内



TEL.052-971-5277(代表) FAX.052-971-7876

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 501号・601号(受付)

<http://www.aichisogo.or.jp> E-mail home@aichisogo.or.jp
ホームページ更新しました。

事務所業務のご案内

相談日・・・月曜日～金曜日（土・日祝日は休業）

受付時間・・・午前9時30分～午後6時

相談料・・・30分以内料金 5,250円（税込み）

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

弁護士 山田亮治

after word



明けましておめでとうございました。当事務所もいつのまにか人数が増え、大所帯になりました。出たがり弁護士にルネサンスへの出場機会を与えるため、今回は試験的に一〇頁の特大号としました。いかがでしたか。それにしても元松先生、一年前の写真を載せるのはいかがなものでしようか。。。何はともあれ、皆様、本年も宜しくお願い致します。